

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																					
<p>2 （略）</p> <table border="1"> <tr> <td>経皮吸収型製剤</td> <td>十枚</td> </tr> <tr> <td>内用液剤</td> <td>十容器</td> </tr> <tr> <td>注射剤</td> <td>十アンプル又は十バイアル</td> </tr> <tr> <td>錠剤、カプセル剤、坐剤</td> <td>百二十個</td> </tr> <tr> <td>末、散剤、顆粒剤</td> <td>百グラム又は百包</td> </tr> </table> <p>（事故の届出）                      第四十一条 法第五十条の二十二第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる向精神薬の剤型の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の向精神薬につき事故が生じた場合に行わなければならない。</p>		経皮吸収型製剤	十枚	内用液剤	十容器	注射剤	十アンプル又は十バイアル	錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個	末、散剤、顆粒剤	百グラム又は百包	<p>2 （略）</p> <table border="1"> <tr> <td>（新設） 経皮吸収型製剤</td> <td>（新設） 十枚</td> </tr> <tr> <td>内用液剤</td> <td>十容器</td> </tr> <tr> <td>注射剤</td> <td>十アンプル又は十バイアル</td> </tr> <tr> <td>錠剤、カプセル剤、坐剤</td> <td>百二十個</td> </tr> <tr> <td>末、散剤、顆粒剤</td> <td>百グラム又は百包</td> </tr> </table> <p>（事故の届出）                      第四十一条 法第五十条の二十二第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる向精神薬の剤型の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の向精神薬につき事故が生じた場合に行わなければならない。</p>		（新設） 経皮吸収型製剤	（新設） 十枚	内用液剤	十容器	注射剤	十アンプル又は十バイアル	錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個	末、散剤、顆粒剤	百グラム又は百包
経皮吸収型製剤	十枚																						
内用液剤	十容器																						
注射剤	十アンプル又は十バイアル																						
錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個																						
末、散剤、顆粒剤	百グラム又は百包																						
（新設） 経皮吸収型製剤	（新設） 十枚																						
内用液剤	十容器																						
注射剤	十アンプル又は十バイアル																						
錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個																						
末、散剤、顆粒剤	百グラム又は百包																						